

官報

号外 平成十年四月三日

第百四十二回 衆議院會議録 第二十五号

平成十年四月三日(金曜日)

議事日程 第十四号

平成十年四月三日

午後一時開議

- 第一 常任委員長辞任の件
- 第二 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出)
- 第三 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 常任委員長辞任の件
決算行政監視委員長の選挙
- 日程第二 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後一時三分開議

○議長(伊藤宗一郎君) これより会議を開きます。

○議長(伊藤宗一郎君) この際、新たに議席に着かれました議員を紹介いたします。

第二百三十番 東京都第四区選出議員、森田健作君。
(森田健作君起立、拍手)

日程第一 常任委員長辞任の件

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第一、常任委員長辞任の件につきお諮りいたします。

決算行政監視委員長長柏谷茂君から、委員長を辞任したいとの申し出があります。これを許可することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

決算行政監視委員長の選挙

○議長(伊藤宗一郎君) つきましては、これより決算行政監視委員長の選挙を行います。

○田野瀬良太郎君 決算行政監視委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、動議のとおり決まりました。

議長は、決算行政監視委員長に原田昇左右君を指名いたします。
(拍手)

日程第二 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第二、特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長坂上宣男君。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(坂上宣男君登壇)

○坂上宣男君 ただいま議題となりました特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせようとするものであります。
本案は、去る三月三十一日本委員会に付託され、四月一日自見郵政大臣から提案理由の説明を

聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第三、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。安全保障委員長塩田晋君。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(塩田晋君登壇)

○塩田晋君 ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、防衛庁設置法、自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正するものであります。
その主な内容は、次のとおりであります。
まず、防衛庁設置法の一部改正に係る部分については、
第一に、陸上自衛隊の自衛官の定数を五千百四

平成十年四月三日 衆議院會議録第二十五号

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

議長の報告

二

十一名削減し、航空自衛隊の自衛官の定数を二十九名、統合幕僚会議に所属する自衛官を三十四名それぞれ増員して、自衛官の定数を合計二十六万七千二百八十名に改めること、

第二に、出動時以外の大規模災害派遣等においても自衛隊の統合運用が必要な場合に統合幕僚会議が長官の補佐を行い得るようにすること等であり、

次に、自衛隊法の一部改正に係る部分については、

第一に、陸上自衛隊の一部師団を旅団に改編すること、

第二に、出動時以外の大規模災害派遣等において編成された二以上の自衛隊の部隊から成る特別の部隊の指揮命令を統合幕僚会議が長官を補佐する場合に、その運用に係る長官の指揮は統幕議長を通じて行うこと、

第三に、海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができること、

第四に、技術研究本部等へ新たに任期付研究員を受け入れること、

第五に、即応予備自衛官の員数を三六名増員して三千三百七十九名に改めること等であり、

最後に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に係る部分については、新たに導入される任期付研究員の給与に必要事項を定めることとあり、

本案は、去る三月十七日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。委員会におきましては、三月二十日久間防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、昨二日質疑、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(伊藤宗一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○田野瀬良太郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 田野瀬良太郎君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(伊藤宗一郎君) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。建設委員長遠藤乙彦君。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(遠藤乙彦君登壇)
○遠藤乙彦君 ただいま議題となりました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査

の経過及び結果を御報告申し上げます。本案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業の一方所の工事費用の最低額を引き上げることとするほか、一方所の工事とみなす範囲の拡大等を行うこととするものであります。

本案は、去る三月三十一日本委員会に付託され、四月一日瓦建設大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行い、これを終了、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後一時十五分散会

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣
郵政大臣 自見庄三郎君
建設大臣 瓦力君
國務大臣 久間章生君

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

○議長(伊藤宗一郎君) 本日は、これにて散会いたします。

し、その旨参議院に通知した。原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)
一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承認を求めの件

大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めの件

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承認を求めの件

一、去る三月三十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律

土地の再評価に関する法律

内閣法等の一部を改正する法律
国家行政組織法の一部を改正する法律
地方税法等の一部を改正する法律
地方交付税法等の一部を改正する法律
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
国立学校設置法の一部を改正する法律
日本育英会法の一部を改正する法律

駐留軍関係難職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業難職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律
雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律
平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律
法人税法等の一部を改正する法律
租税特別措置法等の一部を改正する法律
一、去る三月三十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めの件
一、去る三月三十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の通知書を受領した。
内閣参議第五一号
平成十年三月三十一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
私は、平成十年四月二日(木)午前八時羽田空港発、四月五日(日)午後一時五分同空港着の予定で、連合王国訪問のため出張しますので、御通知いたします。
(報告書受領)
一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、次の報告書を受領した。
内閣自第二六号
平成十年四月一日

内閣総理大臣 橋本龍太郎
衆議院議長 伊藤宗一郎殿
衆議院東京第四区選出議員補欠選挙における当選人について
平成十年三月二十九日執行の衆議院東京第四区選出議員補欠選挙における当選人について
別紙のとおり自治大臣から報告があったので、公職選挙法第八十二条第二項の規定により報告する。

平成年四月三日 衆議院会議録第二十五号 議長報告

(別紙)

選挙期 日 平成十年三月二十九日
当選年月日 平成十年三月二十九日
当選告示年月日 平成十年四月一日
当選証書付与年月日 平成十年四月一日
全候補者の得票総数 一四六、一三四票
法定得票数 二四、三五五・六六六票
当選 人 鈴木 栄治
得票数 五〇、二四二票
住所 東京都大田区東矢口一丁目一六番二一
職業 政党役員
届出政党等の名称 自由民主党
生年月日 昭和二十四年十二月十六日

(政府委員承認)
一、去る三月三十一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。
資源エネルギー庁長官事務代理 太田信一郎
一、去る一日、伊藤議長は、橋本内閣総理大臣申し出の次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。
皇室経済主管 齊藤 恒孝
文部大臣官房総務審議官 高 為重
文部省生涯学習局長 富岡 賢治
海上保安庁次長 長光 正純
気象庁長官 瀧川 雄壯

一、昨日、伊藤議長は、村岡内閣総理大臣臨時代理申し出の次の者を、第四百四十二回国会政府委員に任命することを承認した。
内閣官房内閣外政審議官事務代理 門司健次郎
内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理 近藤 誠一
外務省アジア局長事務代理 数中三十二
外務省経済局長事務代理 近藤 誠一

(政府委員任命)

一、去る三月三十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、三十一日議長において承認した太田信一郎を、同日第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、一日議長において承認した齊藤恒孝外四名を、同日第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨日、村岡内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、二日議長において承認した門司健次郎外二名を、同日第四百四十二回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
(政府委員解任)
一、去る三月三十一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、同日(資源エネルギー庁長官)稲川泰弘の第四百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。
一、昨日、村岡内閣総理大臣臨時代理から伊藤議長あて、同日(内閣官房内閣外政審議室長)兼内閣総理大臣官房外政審議室長(登誠一郎)、(外務省アジア局長)阿南惟茂及び(外務省経済局長)大島正太郎の第四百四十二回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。
(政府委員退任)

一、去る一日、橋本内閣総理大臣から伊藤議長あて、第四百四十二回国会政府委員中左記のとおり異動があり、政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。
記
異動前の氏名 官職名の異動
官職名 年月日
皇室経済 角田 素文 宮内庁書 平二〇・一
文部大臣官房総務 富岡 賢治 文部省生涯学習局長 同
文部省生涯学習局長 長谷川正明 (退職) 同

一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任 榎藤 恒夫君 補欠 遠増 拓也君
厚生委員
辞任 中川 智子君 補欠 辻元 清美君
農林水産委員
辞任 石破 茂君 補欠 岩永 峯一君
大和君

海上保安庁次長 田口 弘明 (同) 同
気象庁長 小野 俊行 (同) 同
(当選証書対照)
一、東京都第四区における補欠選挙の結果当選した議員鈴木栄治君に対し、去る一日当選証書の対照を終わった。
(必召議員)
一、去る一日、召集に応じた議員は、次のとおりである。
小選挙区選出 東京都第四区 鈴木 栄治君
(議席指定)
一、去る一日、衆議院規則第十四条により、議長において議席を次のとおり指定した。
二二〇 森田 健作君

(理事補欠選任)
一、去る一日、外務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
理事 東 順治君(理事坂口力君去る一日委員辞任につきその補欠)
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る三月三十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

三

中尾 栄一君
二田 孝治君
御法川英文君
宮本 一三君
奥田 敬和君
漆原 良夫君
稲葉 大和君
岩永 峯一君
大石 秀政君
栗本慎一郎君
河本 三郎君
竹本 直一君
河本 三郎君
御法川英文君
二田 孝治君
奥田 敬和君
漆原 良夫君

大石 秀政君
竹本 直一君
河本 三郎君
栗本慎一郎君
永井 英慈君
若松 謙維君
木部 佳昭君
石破 茂君
中尾 栄一君
宮本 一三君
御法川英文君
二田 孝治君
奥田 敬和君
漆原 良夫君

大島 理森君
岡部 英男君
補欠 恒夫君

中野 正志君
下村 博文君
松崎 公昭君
島 聡君
中野 正志君
島 聡君

島 聡君
坂口 力君
山中 博子君
西田 猛君
末松 義規君
赤松 正雄君
達増 拓也君
補欠 義規君
末松 義規君
東 順治君
赤松 正雄君
達増 拓也君
島 聡君
山中 博子君
西田 猛君

小川 元君
新藤 義孝君
山口 泰明君
川内 博史君
島 聡君
大野 松茂君
松本 純君
松田 義孝君
大野 松茂君
安住 淳君
北脇 保之君
山口 泰明君
新藤 義孝君
小川 元君
川内 博史君
島 聡君
坂口 力君

佐藤 勉君
園田 修光君
吉田 治君
石垣 一夫君
江波 聡徳君
榎 泰文君
今田 保典君
松浪健四郎君
川崎 二郎君
遠藤 利明君
補欠 利明君

飯島 忠義君
目片 信君
榎 泰文君
奥山 茂彦君
中野 正志君
上田 清司君
飯島 忠義君
目片 信君
榎 泰文君
奥山 茂彦君
中野 正志君
上田 清司君

飯島 忠義君
目片 信君
榎 泰文君
奥山 茂彦君
中野 正志君
上田 清司君
飯島 忠義君
目片 信君
榎 泰文君
奥山 茂彦君
中野 正志君
上田 清司君

木村 隆秀君
杉山 憲夫君
村井 仁君
望月 義夫君
佐藤 敬夫君
辻元 清美君
今井 宏君
小野寺五典君
田村 憲久君
宮本 一三君
宮本 一三君
宮本 一三君
宮本 一三君
宮本 一三君
宮本 一三君
宮本 一三君
宮本 一三君

東 順治君
平田 米男君
補欠 米男君
東 順治君
平田 米男君
補欠 米男君

住 博司君
保岡 興治君
川端 達夫君
古川 元久君
西村 章三君
下村 博文君
矢上 雅義君
吉田 公一君
渡辺 周君
西川 太一郎君
西村 章三君
住 博司君
保岡 興治君
川端 達夫君
吉田 公一君
渡辺 周君
西川 太一郎君
西村 章三君

石破 茂君
小野寺五典君
金田 英行君
木部 佳昭君
大村 秀章君
宮島 大典君
吉田六左門君
田中 和徳君

中尾 栄一君
宮本 一三君
奥田 敬和君
漆原 良夫君
木村 太郎君
大石 秀政君
大村 秀章君
田中 和徳君
滝 実君
宮本 一三君
小野寺五典君
吉田六左門君
中川 正春君
田端 正広君
中野 清君
木村 太郎君

大石 秀政君
滝 実君
中川 正春君
田端 正広君
中野 清君
石破 茂君
木部 佳昭君
宮本 一三君
小野寺五典君
吉田六左門君
中川 正春君
田端 正広君
中野 清君
木村 太郎君

岡部 英男君
山崎 拓君
北村 哲男君
玉置 一弥君
前原 誠司君
田野瀬良太郎君
能勢 和子君
近藤 昭一君
島津 尚純君
肥田美代子君
北村 哲男君

東 順治君
森田 健作君
補欠 健作君

一、去る一日、議長において、次のとおり常任委員の補欠を指名した。
外務委員
（政治倫理審査会委員辞任及び補欠選任）
一、去る一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理審査委員会

辭任

安倍 晋二君

補欠

中野 清君

(議案提出)

一、去る三月三十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件) 平成九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)(承諾を求めるの件) 平成九年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)(承諾を求めるの件)

(議案受理)

一、去る三月三十一日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約第十条を改正する議定書の締結について承諾を求めるの件

航空業務に関する日本国とカタール国との間の協定の締結について承諾を求めるの件 航空業務に関する日本国とアラブ首長国連邦との間の協定の締結について承諾を求めるの件 航空業務に関する日本国とオマーン国との間の協定の締結について承諾を求めるの件

一、去る三月三十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 地方自治法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号) 地方行政委員会 付託

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法案(内閣提出第七三三号) 文教委員会 付託 国民健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号) 厚生委員会 付託

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法案(内閣提出第六五五号)

農林水産委員会 付託 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出第二八八号) 通信委員会 付託

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五五号) 建設委員会 付託

一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二五号) 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二五号) 以上二件 法務委員会 付託

民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定の締結について承諾を求めるの件(案約第七号) 外務委員会 付託

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五四四号)(参議院送付) 大蔵委員会 付託

(議案通知) 一、去る三月三十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

真珠養殖事業法を廃止する法律案 (議案通知書受理) 一、去る三月三十一日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。 土地の再評価に関する法律案 一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付

した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約の締結について承諾を求めるの件 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書の締結について承諾を求めるの件

千九百七十一年九月二十三日にモントリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書の締結について承諾を求めるの件

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 一、去る三月三十一日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公書健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案 内閣法等の一部を改正する法律案

国家行政組織法の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案 地方交付税法等の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 国立学校設置法の一部を改正する法律案

日本育英会法の一部を改正する法律案 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案 雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案 平成十年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

法人税法等の一部を改正する法律案 租税特別措置法等の一部を改正する法律案 (質問書提出)

一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 かいわれ大根の種子の安全性に関する質問主意書(福島豊君提出) 一、昨日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ヤコブ病問題に関する質問主意書(寺前巖君提出) 町内会などの不動産所有権名義変更に関する質問主意書(坂上富男君提出)

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案 国会に提出する。 平成十年二月六日 内閣総理大臣 橋本龍太郎

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律 (目的) 第一条 この法律は、通信・放送機構(以下「機構」という。)に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施並びにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることにより、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「特定公共電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通

信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。のうち、次に掲げる機能のうちいずれかの機能を有するものであって、これらの業務の利便性を効果的に高めるものをいう。

- 一 学校教育及び社会教育において視覚教育を行うための機能
- 二 農業用施設の利用を行うための機能
- 三 陸上運送、海上運送又は航空運送に係る法令のうち運輸省の所掌に係るものの規定に基づいてなされる申請、届出その他の手続に係る事務(第四条第一号二において「運送関係行政事務」という)を円滑に処理するための機能
- 四 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設において、携帯して使用するための無線設備を用いて、高齢者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもの、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(第四条第一号ホにおいて「高齢者、身体障害者等」という)に、運送サービスを円滑に利用するために必要となる情報であつて郵政省令、運輸省令で定めるものを提供する機能
- 五 郵便物の特殊取扱を実施するための機能
- 六 電波法(昭和二十五年法律第百二十一号)の規定に基づいてなされる無線局に係る免許の申請、届出その他の手続に係る事務(第四条第一号トにおいて「無線局免許関係行政事務」という)を円滑に処理するための機能

(基本方針)
第三条 主務大臣は、特定公共電氣通信システムの開発に必要な技術に関する内外における研究開発の動向を調査し、機構に行わせる次条第一号及び第二号に掲げる業務について、その実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(機構の業務の特例)

第四条 機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という)第二十八條第一項に規定する業務のほか、前条の規定に基づいて主務大臣が定める基本方針に従つて、次の業務を行う。

- 一 特定公共電氣通信システムの開発に必要なイに掲げる技術に関する研究開発とロからトまでに掲げるそれぞれの技術に関する研究開発とを一体的に実施すること。
- イ 通信・放送技術(機構法第二條第五号に規定する通信・放送技術をいう)。
- ロ 学校教育及び社会教育における学習活動の方法に関する技術
- ハ 農業に関する技術のうち農業土木その他の農業工学に係るもの
- ニ 運送関係行政事務に関する情報の管理の技術
- ホ 旅客の運送の事業において高齢者、身体障害者等に対して提供する情報の管理の技術
- ヘ 郵便事業の技術のうち特殊取扱とする郵便物の処理に関するもの
- ト 無線局免許関係行政事務に関する情報の管理の技術

(主務大臣)
第五条 この法律における主務大臣は、前条に規定する業務の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

- 一 前条第一号イに掲げる技術及び同号ロに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び文部大臣
- 二 前条第一号イに掲げる技術及び同号ハに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び農林水産大臣
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

三 前条第一号イに掲げる技術及び同号ニ又はホに掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び運輸大臣
四 前条第一号イに掲げる技術及び同号ヘ又はトに掲げる技術に係る業務 郵政大臣
(機構法の適用)
第六条 第四条の規定により機構の業務が行われる場合には、機構法第五條第二項中「大蔵大臣」とあるのは「大蔵大臣、特定公共電氣通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(以下「公共電氣通信システム法」という)第四条に規定する業務(以下「特別研究開発業務」という)に必要な資金に充てるため必要があるときは主務大臣(当該業務の同法第五條各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ。)」と、同法第四項中「研究開発推進業務」というのは「研究開発推進業務」という。又は特別研究開発業務」と、機構法第十七條第二項中、「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務に係る変更については主務大臣」と、機構法第十九條第四項中、「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣」と、特別研究開発業務に関する意見については主務大臣」と、機構法第二十九條第一項及び第三十五條中、「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣」と、同法第三十條中、「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務に係るものについては主務大臣」と、機構法第二十九條第二項中、「郵政省令、大蔵省令、特別研究開発業務に係るものについては主務省令(主務大臣の発する命令をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十一條及び第三十二條中、「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務に係る部分については主務大臣」と、機構法第三十三條の二中「研究開発推進業務」とあるのは「研究開発推進業務及び特別研究開発業務」と、「経理及び」とあるのは「経理並

びに」と、機構法第三十八條中「この法律」とあるのは「この法律及び公共電氣通信システム法」と、「郵政省令、大蔵省令」とあるのは「郵政省令、大蔵省令、特別研究開発業務に係るものについては主務省令」と、機構法第三十九條中「郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣、特別研究開発業務については主務大臣」と、同条並びに機構法第四十條第一項及び第四十五條第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は公共電氣通信システム法」と、機構法第四十條第一項中、「郵政大臣又は大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣又は大蔵大臣、特別研究開発業務については、公共電氣通信システム法第五條第一号に掲げる業務にあっては郵政大臣又は文部大臣、同条第二号に掲げる業務にあっては郵政大臣又は農林水産大臣、同条第三号に掲げる業務にあっては郵政大臣又は運輸大臣」と、機構法第四十二條第一項中「郵政大臣」とあるのは「郵政大臣(特別研究開発業務については、第五條第二項、第二十九條第一項、第三十一條若しくは第三十五條の規定による認可をしようとするとき、第三十二條第一項の規定による承認をしようとするとき、第三十八條の主務省令を定めようとするとき又は公共電氣通信システム法第三條の基本方針を定めようとするときは主務大臣)」と、同項第三号中「又は第三十八條の郵政省令」とあるのは「郵政省令、第三十八條の郵政省令若しくは主務省令又は公共電氣通信システム法第三條の基本方針」と、同条第二項中「次の場合」とあるのは「次の場合(特別研究開発業務に係る第二十九條第一項又は第三十一條の規定による認可をしようとするときを除く。)」と、機構法第四十五條第一号及び第四号中「又は郵政大臣及び大蔵大臣」とあるのは「郵政大臣及び大蔵大臣又は主務大臣」と、同条第三号中「第二十八條第一項」とあるのは「第二十八條第一項及び公共電氣通信システム法第四條」とする。

(試験研究機関の協力等)

第七条 機構は、第四条第一号に掲げる業務に関し、郵政省、文部省、農林水産省又は運輸省の試験研究機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができる。

附則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(文部省設置法の一部改正)

第三条 文部省設置法(昭和二十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条 第四号を第五号とし、第百三十三号の次に次の一号を加える。

百四 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第...号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

(農林水産省設置法の一部改正)

第四条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の一号を加える。

四十の二 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第...号)の施行に関すること。

(郵政省設置法の一部改正)

第五条 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四十条中第七十八号を第七十七号とし、第七十一号から第七十五号までを一号ずつ繰り下げ、第七十号の次に次の一号を加える。

七十一 特定公共電気通信システム開発関連

技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第...号)の施行に関すること。

第五十条中第二十二号の二十七を第二十二号の二十八とし、第二十二号の二十三から第二十二号の二十六までを一号ずつ繰り下げ、第二十二号の二十二の次に次の一号を加える。

二十一の二十三 特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律の定めるところに従い、基本方針を定めること。

第六十条第五項中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同条第六項中「第七十二号」を「第七十三号」に、「第七十四号及び第七十五号」を「第七十五号及び第七十六号」に改め、同条第八項中「第七十六号」を「第七十七号」に改める。

理由 高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定公共電気通信システム開発関連技術に関する研究開発の推進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨 本案は、高度情報通信社会の構築に資するため、通信・放送機構に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせるための措置を講じようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 目的 この法律は、通信・放送機構(以下「機構」という。)に、特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施並びにその成果の普及の業務を行わせるための措置を講ずることに、特定公共電気通信システムの開発の促進を図り、もって高度情報通信社会の構築に資することを目的とする。

2 定義 この法律において「特定公共電気通信システム」とは、国又は地方公共団体の業務その他公共性を有する業務の用に供する電気通信システム(電気通信設備の集合体であつて電気通信の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)のうち、次に掲げる機能のうちいずれか一の機能を有するものであつて、これらの業務の利便性を効果的に高めるものという。

(一) 学校教育及び社会教育において視聴覚教育を行うための機能

(二) 農業用施設の管理を行うための機能

(三) 陸上運送、海上運送又は航空運送に係る法令のうち運輸省の所掌に係るものの規定に基づいてなされる申請、届出その他の手続に係る事務(4の(4)において「運送関係行政事務」という。)を円滑に処理するための機能

(四) 陸上運送、海上運送及び航空運送の基盤となる施設において、携帯して使用するための無線設備を用いて、高齢者で日常生活又は社会生活に身体上の制限を受ける者、身体障害者その他日常生活又は社会生活に身体上の制限を受ける者(4の(5)において「高齢者、身体障害者等」という。)に、運送サービスを円滑に利用するために必要となる情報であつて郵政

省令、運輸省令で定めるものを提供するた

めの機能

(五) 郵便物の特殊取扱を実施するための機能

(六) 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づいてなされる無線局に係る免許の申請、届出その他の手続に係る事務(4の(7)において「無線局免許関係行政事務」という。)を円滑に処理するための機能

3 基本方針 主務大臣は、特定公共電気通信システムの開発を促進するため、機構に行わせる4の業務について、その実施のための基本方針を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならないものとする。

4 機構の行う特定公共電気通信システムの開発に必要な技術に関する研究開発の業務 機構は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため次の業務を行うこと。

(一) 特定公共電気通信システムの開発に必要な(1)に掲げる技術に関する研究開発と(2)から(7)までに掲げる技術に関する研究開発とを一体的に実施すること。

(2) 学校教育及び社会教育における学習活動の方法に関する技術

(3) 農業に関する技術のうち農業土木その他の農業工学に係るもの

(4) 運送関係行政事務に関する情報の管理に関する技術

(5) 旅客の運送の事業において高齢者、身体障害者等に対して提供する情報の管理の技術

(6) 郵便事業の技術のうち特殊取扱とする郵便物の処理に関するもの

(7) 無線局関係行政事務に関する情報の管理の技術
 (一)に掲げる業務に係る成果を普及すること。
 (二)及び(三)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

5 主務大臣

この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

(一) 4の(一)に掲げる技術及び(2)に掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び文部大臣
 (二) 4の(一)に掲げる技術及び(3)に掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び農林水産大臣
 (三) 4の(一)に掲げる技術及び(4)又は(5)に掲げる技術に係る業務 郵政大臣及び運輸大臣

(四) 4の(一)に掲げる技術及び(6)又は(7)に掲げる技術に係る業務 郵政大臣
 機構法の適用

機構法に追加される業務については、文部大臣等が主務大臣となること等に伴う機構法の適用について所要の規定を設けること。

7 試験研究機関の協力等

機構法は、4の(一)に掲げる業務に関し、文部省等の試験研究機関に対して、必要な助言及び協力を求めることができるものとする。

8 その他

(一) この法律の施行期日その他所要の規定を設けること。
 (二) 文部省設置法等について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、高度情報通信社会の構築に資するため、機構法に特定公共電気通信システムの開発に必要な通信・放送技術に関する研究開発及び特

定の公共分野における技術に関する研究開発の総合的な実施等の業務を行わせようとするものであり、その内容は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十年度一般会計予算に、郵政省所管三億五千二百万円及び運輸省所管三千万円が機構への出資金としてそれぞれ計上されている。
 右報告する。

平成十年四月一日

通信委員長 坂上 富男

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十年二月六日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十七万八千七百人」を「十七万二千八百六十八人」に、「四万七千二百七十八人」を「四万七千二百三十八人」に、「二十七万二千三百五十八人」を「二十七万七千二百八十人」に改める。
 第二十六条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「第二十二條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「もの」の行動についての「を」も(同項の規定により編成されたものにあつては、前号に規定する長官が定める場合に該当する場合において、特に必要があるとして長官が命じたときに限る。)の運用に係るに改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「出勤時」の下に「その他統合運用が必要な場合として長官が定める場合」を加え、同

号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 統合警備計画の作成及び幕僚監部の作成する警備計画の調整に関すること。

第二十八条の二第二項第一号中「第二十六條第一項第六号」を「第二十六條第一項第七号」に改め、同項第二号中「(限る。)」の下に「及び第二号(統合警備計画の作成に係る部分に限る。)」を加え、同項第三号中「第二十八條第一項第四号及び第五号」を「第二十八條第一項第五号及び第六号」に改める。
 第二十八條の三に次の一項を加える。
 2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第百条の三の規定により長官が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「師団」の下に、「旅団」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、方面總監部及び師団以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。
 第十条に次の一項を加える。
 4 旅団は、旅団司令部及び連隊その他の直轄部隊から成る。
 第十二條の次に次の一條を加える。
 (旅団長)
 第十二條の二 旅団の長は、旅団長とする。

第十三條の見出し中「及び師団」を、「師団及び旅団」に改め、同條第一項中「方面隊及び師団」を「方面隊、師団及び旅団」に、「及び師団司令部」を、「師団司令部及び旅団司令部」に改

め、同條第二項中「方面隊及び師団」を「方面隊、師団及び旅団」に、「及び師団司令部」を、「師団司令部及び旅団司令部」に、「本条中」を、「この条において」に改める。
 第十四條中「及び師団」を、「師団及び旅団」に改める。

第二十二條第三項中「第一項」を「前二項」に改め、「場合」の下に「(当該部隊が前項の規定により編成されたものであるときは、防衛庁設置法第二十六條第一項第六号の規定によりその運用に係る長官の指揮命令に関する)について統合警備会議が長官を補佐する場合に限る。」を加え、「行動」についての「を」を「運用に係る」に、「行なう」を「行う」に改める。
 第二十四條第二項中「補給統制本部」を、「の下に」海上自衛隊又はを加える。
 第二十八條第一項中「車両」の下に、「船舶」を加え、同條第三項ただし書中「又は地方總監」を「に陸上自衛隊の補給処の処長を」に改め、同條第五項中「航空自衛隊」を「海上自衛隊又は航空自衛隊」に改める。

第二十七條の三第一項中「航空自衛隊」を「海上自衛隊又は航空自衛隊」に改め、「行う」の下に「とともに、海上自衛隊の補給本部においては、同項に規定する調達の事務のうち長官が定めるものを行う」を加え、同條第三項ただし書中「場合には、」の下に「自衛艦隊司令官又は」を加える。

第二十八條中「師団長」を「師団長、旅団長」に、「地方總監」を「自衛艦隊司令官、地方總監」に改める。
 第三十六條の次に次の三條を加える。
 (研究員の任期を定めた採用)
 第三十六條の二 第三十一條第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者以下「任命権者」というのは、第三十五條の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(防衛庁

に改める。
 第三十六條の次に次の三條を加える。
 (研究員の任期を定めた採用)
 第三十六條の二 第三十一條第一項の規定により隊員の任免について権限を有する者以下「任命権者」というのは、第三十五條の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、選考により、任期を定めて自衛官以外の隊員(防衛庁

本庁の機関又は部隊等の長その他の政令で定める官職を占める隊員及び非常勤の隊員を除く。)を採用することができる。

一 研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者を招へいして、当該研究分野に係る高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務(技術研究本部その他の防衛庁本庁の機関又は部隊等において行う試験研究に関する業務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に従事させる場合

二 独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者(この号の規定又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第三条第一項第二号の規定によりかつて任期を定めて採用されたことがある者を除く。)を、当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の観点に資する研究業務に従事させる場合

2 任命権者は、前項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の承認を得なければならない。

3 任命権者は、第一項第一号の規定により任期を定めた採用を行う場合には、長官の定めるところにより定めた採用計画に基づいてしななければならない。この場合において、当該採用計画には、その対象となる研究業務及び選考の手續を定めるものとする。

2 前条第一項第二号に規定する場合における任期は、三年(研究業務の性質上特に必要がある場合で、長官の承認を得たときは、五年)を超えない範囲内で任命権者が定める。

3 任命権者は、前二項の規定により任期を定めて隊員を採用する場合には、当該隊員にその任期を明示しなければならない。

第三十六條の四 任命権者は、第三十六條の二第一項第一号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年、同項第二号の規定により任期を定めて採用された隊員の任期が三年に満たない場合(前条第二項の長官の承認を得て任期が定められた場合を除く。)にあつては採用した日から三年、当該隊員のうち同項の長官の承認を得て任期が定められた隊員の任期が五年に満たない場合にあっては採用した日から五年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

第七十五條の二第二項中「千三百七十三人」を「千三百七十九人」に改める。

別表第一中 方面隊及び師団の名称

方面隊及び師団司令部

第十三師団

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

第十三師団司令部

方面隊、師団及び旅団の名称

方面隊、師団及び旅団司令部

第十三旅団

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

第十三旅団司令部

公務員の例により、任期付研究員業務手当を支給することができる。

第二十二條の二に次の二項を加える。

3 第十一條の二から第十二條まで、第十四條(初任給調整手当、住居手当、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当に係る部分に限る。)及び第十八條の二(期末手当に係る部分を除く。)の規定は、第一号任期付研究員には適用しない。

4 第十一條の二から第十二條まで、第十四條(初任給調整手当及び住居手当に係る部分に限る。)及び第十八條の二(期末手当に係る部分を除く。)の規定は、第二号任期付研究員には適用しない。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中防衛庁設置法第二十八條の三に一項を加える改正規定、第二條中自衛隊法第三十六條の次に三條を加える改正規定並びに同法第四十四條の三及び第九百條の二の改正規定並びに第三條、次項及び附則第三項の規定公布の日

二 第二條中自衛隊法第二十四條第二項、第二十六條及び第二十七條の三の改正規定並びに同法第二十八條の改正規定(「地方總監」を「自衛艦隊司令官、地方總監」に改める部分に限る。) 平成十年十二月三十一日までの間において政令で定める日

(研究交流促進法の一部改正)

2 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項第一号中「規定する俸給表」の下に「(次号において「任期付研究員俸給表」という。))」を加え、同項第二号中「定める者」の下に

「並びに防衛庁の職員の給与等に関する法律第四條第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給される職員」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

3 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「規定」の下に「又は自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十六條の二第一項第二号の規定」を加える。

理由

防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、統合幕僚會議の所掌事務を改め、陸上自衛隊の部隊として旅団を置き、及び海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができるとし、並びに任期付研究員制度を導入するとともに外国人の教育訓練の受託に関する制度を充実させ、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るため、統合幕僚會議の所掌事務を改め、陸上自衛隊の部隊として旅団を置き、及び海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができるとし、並びに任期付研究員制度を導入するとともに外国人の教育訓練の受託に関する制度を充実させ、あわせて、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更等を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 防衛庁設置法の一部改正

(一) 陸上自衛隊の自衛官の定数を五千四百四十

一人削減し、航空自衛隊の自衛官の定数を二十九人、統合幕僚會議に所屬する自衛官を三十四人それぞれ増員して、自衛官の定数を、總計二十八万七千二百八十人に改めること。

(二) 出動時以外の大規模災害派遣等においても自衛隊の統合運用が必要な場合に統合幕僚會議が長官の補佐を行い得るようにすること。

(三) 統合幕僚會議に附置する機関における外国人の教育訓練の受託について定めること。

2 自衛隊法の一部改正

(一) 陸上自衛隊の部隊として旅団の編成等を定めること。

(二) 出動時以外の大規模災害派遣等において編成された二以上の自衛隊の部隊から成る特別の部隊の指揮命令を統合幕僚會議が長官を補佐する場合にはその運用に係る長官の指揮は議長を通じて行うこと等とする。

(三) 海上自衛隊の機関として補給本部を置くことができることとし、その所掌事務を定めるとともに、補給処の所掌事務を改めること。

(四) 技術研究本部等へ新たに任期付研究員を受け入れることとし、その任期、任用手続等を定めること。

(五) 即応予備自衛官の員数を二千八十八人増員して、三千三百七十九人に改めること。

(六) 開発途上にある地域の政府から教育訓練の委託を受けた場合において当該外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金を支給することができること等とする。

3 防衛庁の職員給与等に関する法律の一部改正

新たに導入される任期付研究員の給与に關し必要な事項を定めること。

4 施行期日
この法律は、平成十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、任期付研究員制度の導入、外国人の教育訓練の受託に関する制度の充実に係る規定は公布の日から、海上自衛隊の補給本部に關して政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、現下の諸情勢に対処し、防衛庁の任務の円滑な遂行を図るための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、平成十年度一般會計予算に約五億千八百万円が計上されている。

右報告する。
平成十年四月二日

安全保障委員長 塩田 晋
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
平成十年一月二十日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一号を加える。

十一 公園

第六條第一項第一号中「六十万円を」百二十万

円に、「三十万円」を「六十万円」に改め、同条第二項中「五十メートル」を「百メートル」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の第三条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した災害の災害復旧事業について適用する。

第三条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業に係る一箇所の工事の費用の最低額及びその工事の範囲については、改正後の第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第四条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百五十号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「四十万円以上六十万円」を「八十万円以上百二十万円」に、「十五万円以上三十万円」を「三十万円以上六十万円」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第五条 施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(建設省設置法の一部改正)
第六条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第三十五号中「及び下水道を」、「下水道及び公園」に改める。

理由
公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、

国が事業費の一部を負担する施設として公園を追加するとともに、災害復旧事業に係る採択限度額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の
一部を改正する法律案(内閣提出)に関する
報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るため、国庫負担の対象となる施設の追加等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国庫負担対象施設の追加

国が災害復旧事業費の一部を負担する公共土木施設に、公園を追加することとする。

2 採択限度額の引き上げ

国が事業費の一部を負担する災害復旧事業の一箇所の工事費用の最低額を、都道府県、指定市については、六十万円を百二十万円に、市(指定市を除く)町村については、三十万円を六十万円に引き上げることとする。

3 一箇所工事とみなす範囲の拡大

一箇所の工事とみなす範囲を、五十メートルから百メートルに拡大することとする。

4 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、公共土木施設に関する災害復旧事業の充実及び当該事業に関する助成事務の合理化を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成十年度一般会計予算中、河川等災害復旧事業費及び都市災害復旧事業費の合計額三百十三億二百万円に計上されている。
右報告する。

平成十年四月三日

建設委員長 遠藤 乙彦

衆議院議長 伊藤宗一郎殿

明治二十五年三月二十日
第三種郵便物認可

(第八号の発送は都合により後日となるため、第二十五号を先に発送しました。)

発行所

東京一〇五
二番四号
大蔵省印刷局
港区虎ノ門二丁目

電話

03
(3527)
4294

定 価

本号一部
送料別
〇〇五円